

平成 26 年度第 3 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

平成 27 年 3 月 17 日（火）開催

- 【事務局】 1 開 会
- 【事務局】 2 挨拶
- 【事務局】 3 議 事
- 議 題 (1) 鳥獣保護法改正に伴う鳥獣保護事業計画の変更
(諮問)
第 11 次鳥獣保護事業計画の変更について
- (2) 鳥獣保護法改正に伴う特定鳥獣保護管理計画の
変更 (諮問)
- ① 第 4 次シカ保護管理計画の変更について
- ② 第 3 次ツキノワグマ保護管理計画の変更
について
- ③ 第 3 次カモシカ保護管理計画の変更について

【青井部会長】 青井でございます。皆さん、おはようございます。それでは今から審議に入りたいと思います。本日の議事は 2 件でございます。まず、議事の(1)「鳥獣保護法改正に伴う鳥獣保護事業計画の変更」について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料 (資料 No.1) により説明)

【青井部会長】 ありがとうございます。ただ今説明がありました、第 11 次鳥獣保護事業計画変更案に対する、ご意見あるいはご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

【渋谷委員】 13 頁の(1)の⑤の鳥獣保護区に関する事で、文言の確認なのですが、ここで改正後の文言として「管理」と言っていますが、この用語の使い方は、法律上の「管理」と「保護」、鳥獣の「保護」と鳥獣の「管理」という定義があると思うのですが、そこでの「管理」にあたるのかどうかということです。鳥獣保護区というのは、基本的に鳥獣を保護するためのものですから、「管理」だけですと減少させることしか念頭に置かないということになるのではないかと思います。ここは従前の表現に近い「保護及び管理」と書かなければいけないという気がするのですが、定義の確認と、このあたりの文言の使い方について教えてください。

平成 27 年 3 月 17 日（火）開催

【事務局】 はい。ただいま委員からご指摘がありました部分、新旧対照表の方をご覧いただくと、これまでの表現が、新旧対照表 3 頁の 4 鳥獣保護区の整備等の(1)の⑤の部分「保護管理」という表現になっていたということについてはそのとおりでございます。

その上で、今般の「管理」に変えようとしている理由ですけれども、この「管理」というのは、第二種特定鳥獣管理計画の「管理」という意味での「管理」ということではなく、保護区の「維持管理」という、今般、法で新たに概念として設けられた「管理」の概念の用語ではなく、国の方でも鳥獣保護区については「管理」という呼び方を従前までも、そして今般も特に変更なく基本指針の中で用いております。鳥獣保護区では、有害捕獲は可能ですが狩猟は禁止されており、当然鳥獣は保護されるというのが基本的な考え方です。「管理」ということで減少させていこうという考えのものではありません。用語の整理でございます。

【青井部会長】 いかがでしょうか。

【渋谷委員】 用語の整理ですと、多分環境省の指針でそういう風になっているかもしれないのですが、ずっと「保護及び管理」と言ってきた中で、ここだけ違う表現になるというのは少し分からないですね。「維持管理」とかそういう文言だとまだ分かる気はするのですが、他の部分でずっと使ってる表現で「保護」と「管理」という定義はきっちりされて、今回の法律できちんと整理されてるわけですね。その中で鳥獣保護区だけ整備のところに「管理」と書いてある。説明がつくのかもしれないのですが、こと一般の人から見ると、鳥獣保護区なのに鳥獣を減少させるだけなのかと受け取られかねないという、やや疑義が感じられるのですが、これは国の基本指針では、従前の表現からの表現なのでしょう。あるいは、国の基本指針の表現の変更があるのですか。

【事務局】 少し補足いたしますが、鳥獣保護区については、「指定及び管理」というような言い方をしておったようございまして、私どもの今回の改正につきましては、後段の「管理」ということで用語を使わせていただいております。

【青井部会長】 指針の変更とか、分かりましたか。

平成 26 年度第 3 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

平成 27 年 3 月 17 日（火）開催

- 【 事 務 局 】 国の基本指針に係る鳥獣保護区に関する部分、県の計画に該当する部分につきましては、やはり従前から「管理」という表現となっております。
- 【 青 井 部 会 長 】 よろしいですか。
- 【 渋 谷 委 員 】 はい。この部分の管理という表現が、いわゆる法律上の「管理」という意味ではないという確認ができればよろしいです。
- 【 青 井 部 会 長 】 そういう意味の「管理」だそうですので、ご理解をお願いします。そのほか、ございませんでしょうか。
ございませんですか。
はい、特にご意見その他がないということでこれで採決をしたいと思いましたが。「第 11 次鳥獣保護事業計画の変更について」は、原案のとおり適当ということで認めてよろしいでしょうか。
- 【 各 委 員 】 はい
- 【 青 井 部 会 長 】 はい、では原案どおり議決いたしました。
- 【 青 井 部 会 長 】 それでは、議事の(2)、「鳥獣保護法改正に伴う特定鳥獣保護管理計画の変更」について審議したいと思います。
本件の場合は、シカとツキノワグマとカモシカの 3 計画がございますが、いずれも所要の整理ですので今回一括して議題にしたいと思います。
それでは、事務局から「第 4 次シカ保護管理計画の変更について」からお願い致します。
- 【 事 務 局 】 (資料 (資料 No.2) により説明)
- 【 青 井 部 会 長 】 はい、ありがとうございます。ただ今シカ、クマ、カモシカの保護管理計画の変更に関する案が出されましたが、これらにつきましてどの動物でも結構ですので、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。ございませんでしょうか。

平成 27 年 3 月 17 日（火）開催

【菅野委員】 法律改正に伴う所要の変更でしょうか、特にございません。

【青井部会長】 そうですか、はい。

そのほかございませんでしょうか。法律改正に伴う用語の改正がほとんどですが、先程の説明の中にもありましたように、計画実施に向けて「大学等」という、新たに、元の計画にはない文言も付け加えられておりますので、その辺も含めまして、ご意見いかがでしょうか。

【中村委員】 ツキノワグマには「大学等」という表現を新たに加えるということですが、ニホンジカとカモシカには、そうした表現は加えないということについて、どのような検討がなされたのかお聞きしたい。生息状況等については、いずれの獣も同じように不明な部分もある中で、研究等を進めていくということを考えた時に、クマだけではなくて、シカやニホンカモシカについてもそういう備えをすると計画に盛り込んでどうかとの意見です。

【青井部会長】 確におっしゃるとおりですね。いかがでしょうか。

【事務局】 ご指摘のとおり、3種類の獣とも、いずれの計画も当然大学等とも連携しながら管理を進めていくということをございまして、他の計画であれば、「学識者等」というような表現で大学との連携について言及しているところです。

【青井部会長】 一応触れてはいるわけですね、他の計画でも。

【中村委員】 具体的に「大学」と入れているということは、ツキノワグマだけ特別ということですか。

【青井部会長】 バランスが悪いのではないかということなのですが、いかがでしょうか。シカとカモシカにも、同様の表現を付け加えるということにはなりませんか。

【事務局】 カモシカの部分についてですが、もし入れるとすれば、20頁以降の各機関の果たす役割という部分に入るかと思うのですが、その中で、21頁では具体的に「大学等」という言葉は出てこないのですが、

平成 27 年 3 月 17 日（火）開催

カモシカの保護管理検討委員会というものが 21 頁の中にありまして、この中の学識経験者というところで、大学の先生も含めていろいろ協力をいただいております、実情とすれば、カモシカを捕獲したときには、胃の内容物の分析等について、大学の先生の協力をいただいております。今回表現を加えるかどうかは別として、実際には協力しているということをご理解いただきたいと思います。

【 事 務 局 】 シカについても、カモシカとまったく同様でして、一番最後の 12 頁のシカ保護管理検討委員会のところで、学識経験者という表現が入っており、カモシカと同様の内容になります。実際には、大学の研究の中で、目撃情報や被害情報とか、そういった有力な情報を提供いただきながら、この保護管理検討委員会というものを運営している部分もございます。実際には連携をするのですが、シカもカモシカと同様に、たまたまクマのように現計画の中に表現が入りやすいところがなかったため、今回は入っていないという状況となっております。

【 事 務 局 】 まとめで一言よろしいでしょうか。各獣の計画につきましては、シカについては 25 年の 11 月から、他の 2 つの獣は 25 年 4 月からとなっており、作成時期が若干ずれておりまして、計画の構成、建て付けが若干違っているところがございます、少々読みにくくなっているところがございます。大学との連携は当然重要でございますので、その点につきましては、次期計画において、各計画の規定の並びも見ながら整理させていただきたいと思っております。

【 青 井 部 会 長 】 はい、ありがとうございます。やはり、その方がいいかと思いません。なぜクマだけかというのは、やはり県民の方も素朴に疑問に思われると思いますので、是非検討をお願いします。ということでよろしいでしょうか。そのほかございますか。

【 渋 谷 委 員 】 関連するのですけれども、3 種類の獣共、名前が違うかもしれませんが、保護管理検討委員会があって、学識経験者が入っているというのは 3 つ共同じですけれども、クマだけには NPO が入っていることには特別に何かあるのでしょうか。クマに関してはこういう関係団体があって、そういうところの連携があって加えてあるのか、あるいは、他の分野はなかなかそういう連携がとれないのかという質問です。

平成 27 年 3 月 17 日（火）開催

【青井部会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 クマに関していうと、クマは今回管理計画へ変更ということになるのですが、シカと違って数を減らすばかりではなく、やはり保護の面も残さなければいけない獣種です。関係団体として、ツキノワグマ研究会の方が委員として参加いただいております、保護団体ではないのですけれども、そういった方のご意見もお聞きして計画を進めていく必要があるものです。

【中村委員】 分かりました。

【青井部会長】 よろしいですか。その他、いかがでしょうか。特にございませんか。

【越谷委員】 シカの管理計画の 3 頁目の図の 3 のグラフですが、24 年度の捕獲数が増えている理由は上の 3 行位に書いてあるから分かるのですが、凡例と図面がほとんど対応してないのですが、これはカラーになるのでしょうかというのが 1 つ目の質問で、凡例と図面が一致しないからやたら目立つのが、平成 24 年のところが左下がりの斜め斜線になっている部分が非常に増えているのは今までになかったところでたくさん捕獲しているのかと読み取れますが、現状の把握するためには、グラフをもう少し読みやすく提供いただければ幸いですので、簡単な質問ですけれどもお答えいただければと思います。

【青井部会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 こちらは、見づらい資料になっており、大変申し訳ございません。まず、現状についてですけれども、平成 24 年度から急激に捕獲数が伸びております。これについては、平成 24 年度から県による捕獲を実施した結果、数が大きく伸びているということでございます。それでお問い合わせのありました斜め斜線の部分は県による委託の五葉山の地域の分というような部分を表しているものでございます。少し見づらいということについては、検討させていただきたいと思っております。実際ホームページに出しているものについてはカラーなのですが、このグラフについては、凡例の部分に斜線が潰れて見えな

平成 26 年度第 3 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

平成 27 年 3 月 17 日（火）開催

いというような状況になっておりますので、少し凡例を大きくする必要はあるかと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

【 越 谷 委 員 】 よろしく申し上げます。

【 青 井 部 会 長 】 ホームページ上では変更可能ですか。

【 事 務 局 】 可能だと思っておりますので、少し調整してみたいと思っております。申し訳ございません。

【 青 井 部 会 長 】 是非これはお願いいたします。そのほか、いかがでございましょうか。

それでは、その他意見がございませんようですので、採決したいと思います。ただいま説明のありました「第 4 次シカ保護管理計画」、「第 3 次ツキノワグマ保護管理計画」及び「第 3 次カモシカ保護管理計画」の 3 つの特定鳥獣保護管理計画の変更につきまして、原案のとおり、適当と認めることを議決してよろしいでしょうか。

【 各 委 員 】 はい。

【 青 井 部 会 長 】 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認めまして、原案のとおり認めることといたしました。本件につきましては、次回環境審議会全体会において、原案のとおり議決した旨ご報告したいと思います。

【 青 井 部 会 長 】 はい、それではこれもちまして議事を終わりますので、後は進行を事務局にお返し致します。

【 事 務 局 】 4 その他
青井部会長、議事進行ありがとうございました。
その他、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

【 菅 野 委 員 】 今日の議題とは関係ないのですが、イノシシのことで少しお聞きしたいと思います。指定管理鳥獣の中にイノシシも含まれているということでございますけれども、岩手県として生息頭数の調査をいつ頃から始める予定があるかどうかということです。今、岩手県全体でか

平成 27 年 3 月 17 日（火）開催

なりイノシシの目撃情報が出ておりますので、やはりこれは早急に対策をとらないと全県下に広がってしまうのではないかと危惧をしているところでもあります。そのためにはまず、岩手県全体に何頭ぐらいの生息頭数があるのかという調査が必要かと思われまので、いつ頃からそういう調査をする予定があるかどうかをお聞きをしたいと思います。

【 事 務 局 】 イノシシについてのご質問でございますが、平成 26 年度において環境省の方でシカとイノシシについて生息調査を実施しておりまして、3 月下旬から 4 月上旬に公表される予定ということで、今調査結果の公表に向けた作業をしていると聞いております。シカについては、各県ごとの生息頭数というのを出しているということですが、イノシシについては分布が県単位でとどまらずに広範囲に続いているという状況が全国的にも多いようであり、ブロックごとの生息頭数調査となっております。東北については、東北ブロックということなのですが、具体的には岩手、宮城、福島の三県分の頭数ということで調査がなされております。その公表結果を見ながら、そのうち岩手県内はどの位の頭数なのか調査する方向で考えていきたいと思っております。どのような調査が有効な調査かということを考えながら、27 年度に具体的に動いていきたいと思っております。

【 青 井 部 会 長 】 よろしいですか。関連してですけれども、今のところ県で把握しているイノシシの分布状況はどのエリアまでですか。

【 事 務 局 】 青井部会長から以前情報をいただいた、盛岡市猪去地区のセンサーカメラに映ったイノシシが現在のところ北端です。県内では、一関市周辺に生息が定着しつつありまして、そこから北に行くにしたがって生息密度は薄くなって行って、基本的には北上市あたりまで来ると、市町村等からの情報では、あまり実態を捉えることができないと状況と把握しております。ただ、カメラに映るという証拠がありますので、あまり目に見えない状況では確実に広がっているのかという状況にあります。実際の被害の情報というのは、盛岡周辺ではあまり聞かれていないという状況です。

【 青 井 部 会 長 】 北上高地の方では、確実な目撃情報は把握されていますか。

平成 26 年度第 3 回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

平成 27 年 3 月 17 日（火）開催

【 事 務 局 】 花巻市の旧東和町のあたりにイノシシの親子がいたという目撃情報が数年前にありましたが、北上高地の情報は多分その位だと思います。

【 青 井 部 会 長 】 私が漏れ聞く範囲では、奥州市とか大船渡市でも見たという話が出てきていますので、北上高地に入られると爆発的に広がる可能性があるので、是非早急に、その分布だけでもしっかり押さえる調査を 27 年度にされることを、私は是非お勧めしたいと思います。

【 事 務 局 】 市町村と連携しながら、いち早く情報を入手しまして、対策をとっていきたいと思います。

【 事 務 局 】 そのほか、何かございますでしょうか。
無いようですので、以上をもちまして、本日の自然・鳥獣部会の全てを終了します。
長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

【 事 務 局 】 5 閉会